

令和2年（2020年）5月18日

市立小・中・義・特別支援学校に在籍する
児童生徒の保護者の皆様へ

姫路市教育委員会

姫路市教育委員会（学校）等が所有する学習用端末の貸出しについて

記

1 趣旨

本市では臨時休業中の家庭学習支援として、紙の教材による支援とともに ICT を使った学習支援を行っています。そこで、家庭にインターネット環境は整っているが学習用端末がない世帯を対象に、端末貸出しによる学習支援を実施します。

2 貸出し対象

家庭にインターネット環境は整っているが、学習用端末（パソコン・タブレット・スマートフォン）がない世帯

（「姫路市家庭学習のための通信環境整備補助」を利用してインターネット環境を整えた世帯を含む）

※ 家族所有のスマートフォンがある場合は貸出し対象になりません。

3 貸出し端末

タブレット型端末（SIMなし）

※ 通信費は借用した世帯が負担することになります。

※ 貸出しは1世帯につき1台とします。

4 貸出し期間

貸出し対象世帯であることが確認された日から、原則として姫路市立学校が再開される日までとします。

5 貸出しにあたって

- (1) 貸出しを希望する保護者は、「**臨時休業中の学習支援に係る学習用端末の借用について**」（別紙1）に必要事項を記入し押印の上、**児童生徒在籍校へ持参**してください。
- (2) 校長は、貸出しを希望する世帯が対象世帯に該当することを確認し、「臨時休業中の学習支援に係る学習用端末の借用について」（別紙1）を教育研修課へ提出します。
- (3) 教育研修課は、「臨時休業中の学習支援に係る学習用端末の借用について」（別紙1）を確認し、学校を通じて対象世帯へ端末を貸し出します。
- (4) 保護者は、借用期間終了後5日以内（土日を除く）に各学校へ返却してください。
- (5) 返却時に、学校は端末が正常に作動するか保護者と確認します。
- (6) 保護者は、借用した端末を故意または重大な過失により端末を亡失し、又は損傷したときは、これによって生じた損害を賠償していただくことになります。
- (7) 貸出し可能な学習用端末には台数に限りがあるため、就学援助の受給対象世帯や中学校第3学年生徒への貸出しなどを優先し、場合によっては貸出し期間中でも返却を求める場合があります。
- (8) 貸出しに関するお問い合わせは、各学校へお願いします。